

## 名古屋市の「民間社会福祉施設運営費補給金」制度を守りたい！

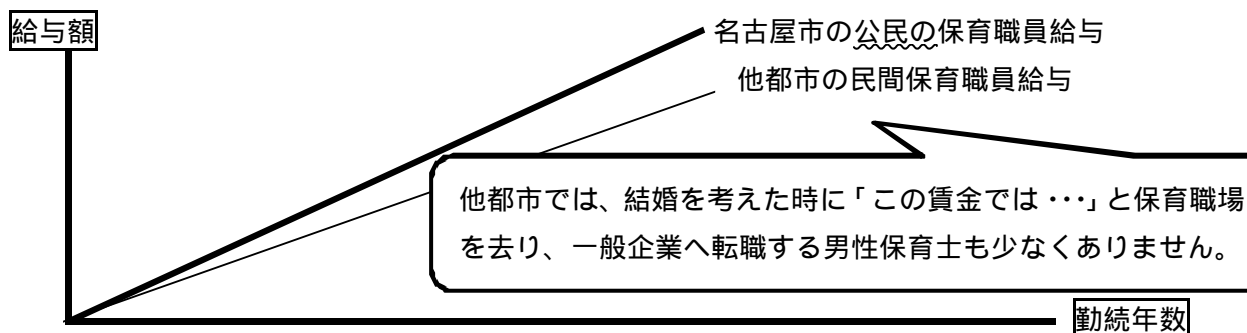
社会福祉施設における公立保育園と民間保育園の格差の是正を目的として、昭和49年（1974年）から始まった職員の給与格付と配置基準の改善を中心とする制度です。

**良いとこ** 名古屋市公立保育園同様、国基準だけの他都市より保育体制が手厚くなっています。

**良いとこ** 名古屋市は40年に渡りこの制度を守り発展させて、公立保育所と民間保育所で同等に「安心・安全の子育て」の質を向上させてきました。

この制度では経験年数に応じて、個々の職員給与を決めて支給することを義務づけています。それを「格付け」といいます。

**良いとこ** 名古屋市の民間保育職員は、公立保育職員同様に長く働いた分だけ給与が上がるので、やりがいと先の見通しを持って長く働き続けられ、保育の専門性を高めてきました。



**良いとこ** 個々の職員給与を決めて支給する（＝格付け）ので、他に流用することなく職員にそのまま給与として支給しなくてはなりません。



人件費を不当に削減して、内部留保し株式配当や他の事へ回すなど、保育や子どもに関係しないことに流用することが不可能な仕組みです。営利目的で子どもや保育を金儲けの道具にすることはできません。

名古屋市は「この制度は名古屋市の公民の保育の質に一定の役割を果たしてきた」と、はっきり述べています。しかし、2015年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い、制度の中の「格付け」が用途制限のない形にされる見直しが懸念されています。

今までの子どもたちが受けてきた保育を、これからの子どもたちにも質を高めて引き継いでいくためにも、「民間社会福祉施設運営費補給金制度」を守る「子どもや保護者の安心と安全を守る保育所を求める請願書」にご協力をお願いします。